

## 第4回

### 東京都発達障害教育推進会議(発言要旨)

都内公立学校(就学準備段階、小学校段階)における  
発達障害ある児童・生徒に必要な教育基盤の整備  
に向けた施策検討の方向性について

会議日程：平成25年12月17日

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

**【都内公立学校（就学準備段階、小学校段階）における発達障害のある児童・生徒の必要な教育基盤の整備に向けた施策検討の方向性について】**

- ・ 就学相談、就学支援の際に、地域のいろいろな関係者を組み込み、呼び込む方向性が大事。これについては人材の配置等についても同じ。
- ・ 就学は、子供自身の意見、子供自身の思いを、その段階で十分くみ取るプロセスを導入する必要がある。
- ・ 小学校段階では、特別支援学校から特別支援学級へ、あるいは通常の学級から特別支援学級へ、特別支援学級から特別支援学校へという転学のシステムを、柔軟に対応していく必要がある。
- ・ 教員は、養成の段階から、座学で知識を詰め込んでテストに臨む、採用試験に臨むのではなく、学生時代からのカリキュラムも見直す必要がある。教員の選抜試験の在り方も見直すべき。
- ・ 試験委員あるいは面接委員なども教員だけではなく、広く地域、関係者を動員し、多面的に子供を担ってもらい、あるいは託すに値する人材を選んでいく広い視点があっている。
- ・ 学校間や他機関との連携についても、教員一人一人が地域にしっかりと根を下ろし、目を向け、関心を持つ、ネットワークを作っていくという積極的な姿勢を持ち、そこにコーディネーターが仲立ちをすることを位置付けていく必要がある。
- ・ 地域のいろいろな関係機関、子供関係機関とのネットワーク、連携、やはりそういうものも積極的に学校がコミットしていく姿勢を示す必要がある。
- ・ 昨年7月23日に取りまとめた中教審の報告からも、親あるいは子供自身の意見をどのように反映させていくか、就学支援の仕組みの中に入れ込んでいく必要性もある。
- ・ 他機関との連携をどのように整備をしていくか、施策の中で入れ込んでいくかは、大きな課題になる。
- ・ 昨年度の文部科学省による調査の、発達障害のある可能性のある子供6.5%という結果から、確実に通常の学級の中にいると考えた時に、現状の学級定員をもう少し減らすべき。
- ・ 学校現場は非常に多忙であり、事例検討、ケースワークなどをできるための教員の時間をどう作っていくかを考えると、1クラスの学級定員を減らすべき。クラスサイズが小さくなることで、教員が一人一人の子供ときちんと向き合う。一人一人の子供の実態をちゃんと把握するということが可能になってくる。

- ・特別支援教育コーディネーターは、兼任では難しい。コーディネーターから発信したり、校内で教員間の共通理解を図ったりするためにも、特別支援教育コーディネーターに専任の教員を置くべき。
- ・更に教員の専門性を向上させれば、今より一歩と言わず二歩、三歩先に進む。
- ・管理職の理解とリーダーシップは非常に重要。管理職が理解していなければ、教員の配置の問題、特別支援教育コーディネーターの指名などもうまくいかない。
- ・私立の幼稚園・保育所等からの情報をどう吸い上げていくか、つないでいくか、地域の保健師等との連携をどう図っていくかを検討すべき。
- ・優れた指導方法、教材教具等を都教育委員会で吸い上げ、展示する場所を作る、Webサイト上で発信してそれを利用できるような形を取るべき。
- ・クラス単位は25人ぐらいになると、かなり手を掛けられる。
- ・思春期になり、いろいろな意味で対応が難しくなることを考えると、年齢が上がるに従い、より丁寧に教員が関わるが必要になる。
- ・クラスサイズに関してはなかなか難しい問題なので、都道府県あるいは市町村での取組などの知見も必要
- ・私立の幼稚園・保育所の情報をどう吸い上げるかはとても重要なこと。
- ・教材教具は、様々な良いものがあっても十分認識されていない実態がある。
- ・発達障害はスペクトラムであり連続しているため、障害の存在を知っていくのは無理があり、保護者の気付きや困り感に合わせて対応できるようにしていかなければならない。
- ・発達障害で成長した場合、保護者になった方はもっと小さいころに教えてもらえば良かったと考える。しかし年齢が低い頃に発達障害ですよと言われるのを好まない。
- ・グラデュエーションタイプを大前提にして対応すべきで、障害があるかないかを決めてから対応する発想では、発達障害はうまくいかない。
- ・発達障害の理解は、幼稚園の教員と保育士にも必要。初任者の<sup>しっかい</sup>悉皆研修をやっていかないといけない。
- ・就学児健診のときに、何が得意で何が苦手かを色々な行動観察で積み重ねていくことが就学後、良い方向に行く。
- ・子供は変化する可能性があるので、通常の学級から特別支援学級の流れだけでなく、逆に特別支援学校から通常の学級あるいは特別支援学級に戻る流れを作るべき。就学健診等を受けるときの保護者のモチベーションにも影響する。

- ・保護者と教員間の情報交換促進が必要。子供に事故が起きたときに保護者と学校は対立関係になりやすい。これは普段から情報交換をちゃんとしていないからではないか。
- ・小学校で、担任が保護者対応などで困ったとき、学校全体で対応すべき。
- ・放課後の学童・生徒の居場所を考えることは重要。厚労省の管轄下にある放課後児童クラブとか放課後児童デイがあり、一方で文科省の管轄下に放課後教室があるが、これらはバラバラに存在している。例えば放課後児童クラブは、1クラス70名在籍しているところもあり、学校の授業では考えられないことも実際に起きている。
- ・学年が変わって担任が変わったら調子が悪くなったという話が山のようにある。発達障害は、環境や対応等がうまくいくと、表面的には問題を起こさなくなる場合もあるし、学年が上がると自分なりに、うまくいく方法を獲得していく場合もある。
- ・異能者をどうするかというのは、これは教育庁だけの問題ではなく、国全体の問題
- ・保護者対応をするときの十分な教育相談体制について、仕組みを精緻化していく必要がある。
- ・児童相談所の職員、保健所の保健師など、いろいろな職種の人や保護者が一緒に学び合い、意見交換ができる場があると良い。
- ・発達障害は、弱いところの底上げをしようとする非常に消耗する。子供も疲れる。優れたところを伸ばそうという発想で教育ができると、ある種偏った教育になるが、成果が上がる。
- ・平成21年1月の中教審を受け、今年の9月1日付で学校教育法施行令が改正になり、就学基準が変わった。また、10月1日付で文科省からは教育支援資料というものが出された。従来の就学指導と違い、就学前から継続的な教育相談を行って合意形成し、就学期を迎える。就学後も継続的な教育相談の中で、必要に応じて転学などもできる体制を取っていく。そういう中で就学準備というのがある。
- ・就学前の段階で教育委員会が公立、私立を問わず幼稚園、あるいは保育所の幼児に障害がある、あるいは気になる段階の子供がいるかを把握し、就学の準備の相談に向けた体制を取っていくことが求められる。
- ・児童発達支援センターなどを活用し、就学前の乳幼児期の段階では障害の有無ではなく、気になる段階から身近なところで適切な支援をしていく。あるいは相談支援をしていく。その中で就学期が近づいてくる前には個別の教育支援計画を作るなどして、就学期においては一定の合意形成ができている体制が必要

- ・幼稚園や保育所において、気になる段階から発達障害の疑いのある子供の支援を、専門的な事業所、あるいは教育委員会から出向いて支援をしていく時期に来ている。
- ・小学校では、自校内で特別支援教育などの特別な場での指導を受けられる体制を取る。
- ・教員に対する支援体制が非常に大事。例えば教材教具や指導方法などについて、具体例を出す、あるいはデータベースを構築して教員が利用できる体制、教員がどう指導して良いかを指導できる人材を置くことが必要。
- ・良い教材や教具、指導法がたくさんあるが、発達障害の子供は認知特性や個々のニーズが多様なので、ある程度認知特性や行動特性などに合わせた指導法等が大事。専門家が診断判断をした上で、指導方法等についても指導し、それに基づき教員が指導していく体制が必要
- ・個別の教育支援計画や指導法の中で支援が実践されている多くは、行動面の問題で語られているケースが結構多い。実際には学習障害で学習面に困難を持っている子供が結構いて、そこを対応すべき。
- ・障害特性に応じた教育内容や方法について、P D C Aのプロセスをきちんと作ることが大事。一つはP Dの部分だが、個々の児童・生徒の特性をアセスメントする。それから個々のニーズに応じた個別の指導計画を策定し、指導方法を考案する。ここまでは、一般の教員だけではなく、少し専門性のある者が援助する。それで個別の指導計画に基づいて指導し、その後その指導計画を検証し、その結果に基づいて指導計画を再度作っていくP D C Aを回していくプロセスが大切
- ・教員に対する研修や理解啓発について、E-Learningを使って、少なくとも年に1回ぐらい発達障害に限らず、理解啓発等について研修する。
- ・発達の視点を出生から就労まであらゆるライフステージに導入し、将来の自立と社会参加のためのスキルをしっかり身に付けさせる多様性を踏まえた具体的かつ効果的な指導を行う。子供若者育成支援推進法を東京都から具現化してほしい。
- ・社会参加だけではなく、発達障害の有無に関係なく、全ての子供を逸脱させない。
- ・幼児について、全ての子供の健全な成長発達権と教育庁がどうやって保障していくか。
- ・アットリスクチャイルドを視野に入れる。特に学習障害の子供は幼稚園の段階ではあまり目立たないが特性は出てきているので、いかにその段階から指導していくかが大事。
- ・幼稚園段階でも言葉の指導、体の発達の指導、ルールの指導、ソーシャルスキルを全員に教えていく必要がある。

- ・保育園や幼稚園版の通級を設置すべき。
- ・幼稚園、保育園の指導者の情報共有、積極的な人事交流が必要
- ・保護者本人に発達障害と言うだけではなく、いかに地域全体の理解を得られる研修をしていくか。
- ・小学校も同じような視点で、いかに発達の視点を入れて、出生から就労まで、自立と社会参加、そして逸脱させないという視点のことができるか。ただ小学校の場合には、本人の受容・理解が非常に大事になってくるのでそこをいかに入れていくか。
- ・小学校の場合は、アットリスクチャイルドというより、気付かれない子供たちがターゲットになる。
- ・診断がされなくても傾向がある人たちは社会適応が非常に難しい。
- ・診断あるなしに関係なく、言語教育の専門指導教室、算数の専門指導教室、行動の専門の指導教室があると良い。その利用も集中利用、短期利用、長期利用、パートタイムなど、利用の弾力化もできると良い。
- ・クラス人数を減らすことはすごく大事なことだが、一方で、学校である程度人数がいることは、社会適応を考えると必要。単独指導、個別指導というのは、分かってくれる人がいなくなったときに非常に不適応を起こしやすい。
- ・教員の支援について、教員の専門性が上がる支援制度、力を上げていく制度にすべき。
- ・自治体間の差を埋めるため、第三者機関から専門家が派遣される方法も良い。
- ・教育専門の図書館を作ると良い。教材だけではなく、エビデンスや、専門書、学会論文など。そこへ行けば全部見られる機関を作る。
- ・アットリスクチャイルドと気付かれない当事者を気付くためには小1若しくは小2の段階で例えばテストをするなり、アセスメントツールができると良い。それを受けて ATRモデル、レスポンスインターベンションを都のバージョンで作ると良い。
- ・家庭と地域の教育、形からの理解、啓発をしていくことも必要
- ・子供が生まれてから大人になっていくまで、一つの流れの中で支援していく必要がある。
- ・自治体で教育委員会と区市町村長部局は全く管轄が別。この連携が全く取られていない。
- ・保護者が、発達に特性があるなとか、ここが困っているな、気になるなという段階で話や、相談をする場を手厚くすべき。
- ・保健師、学校の教員、福祉の関係者などが、一定程度、共通理解する場が必要
- ・各小中学校に特別支援教室を設置し、うまく機能させていく。ただし、全部学校任せでは

なく、都としての枠組みが必要

- ・教員の専門性を助けるための様々な機関を一元化する。教員からすれば、教育センターは  
足しげく通いやすいところなので、そこに特化された部署ができればいい。
- ・人材の活用は、学校任せではなく、指導員情報をデータベース化すべき。
- ・発達障害に関わる研修は<sup>しっかい</sup>悉皆研修にすべきだが、教員の研修と同時に、専門の支援が  
できる二重構造をもっと手厚くすべき。
- ・就学の準備段階では、保護者が発達障害を認めないと支援が始まらない点、診断名が決ま  
らない問題、LD等が後回しにされている点、あるいは知的な遅れがあっても特別支援学  
級に進めなかった子供たちの支援の場がない点、不登校や虐待の子供たちの中に発達障害  
のリスク児がいるということ、これらを総合的に考え、障害種別にかかわらず全ての支援  
が必要な子供たちに支援が行われるシステムを構築すべき。
- ・現在の特別支援学級のシステムを総合的に解体し、例えば教育センター内に特別支援教育  
のセンターを設置し、包括的な支援システムを構築していく。
- ・全ての学校に特別支援教室を障害種別に関係なく設置する。
- ・就学前に関しては、特に通常の学級に通う子供たちの就学相談や通級相談を行える場と  
して拠点校、センター校を設置する。そこでは就学前の子供たちに準備教室を開催し、  
模擬授業などを行うことによって小学校の体験を行いながら、保護者と綿密な相談を行  
っていく。
- ・地域のケースワークとしての学びが必要。施策の方向性として、教員の専門性を向上させ  
るために、外部の専門家等など利用したコンサルテーションの機会を増やす。幼稚園・保  
育園等にも特別支援コーディネーターを設置し、地域ごとのコーディネーター研修会に参  
加できるようにしていく。
- ・私立の幼稚園など、情報が閉ざされている園等に対しても専門的な研修が受けられる機会  
を増やしていく必要がある。
- ・地域の特別支援教育のシステムを学ぶ場を提供し、巡回等により専門家のアドバイスを  
受けられる機会を増やす。具体案としては、既存の巡回システムを包括的に整理し、特  
別支援教育の地域コーディネーター等を専任で設置し、外部専門家等を利用して、巡回  
相談システムを再構築していく。
- ・手持ちの分析では、就学前では4%から8%ぐらいの子供たちが既に療育あるいは巡回等  
による支援を受けているが、就学後、小学校に上がると発達支援教育を受けられている子

- 供たちは、恐らく2%、通常クラスで通級指導が受けられている子供たちは1%切っているという現状。今後5歳児健診等が始まりニーズが掘り起こされても、支援の必要な子供たちへの教育の受け皿がない。地域療育システムと連携し、切れ目のない支援を行うべき。
- ・5歳児健診と連動させて就学前教室等を開催し、既に教育を受けている子供たちの就学相談等もこういった教室を利用していく。
  - ・小学校に向けても課題の分析と施策の方向性については、ほぼ同じ。
  - ・小学校に関し、全ての学校に特別支援教室を設置し、その地域の中に専門性のより高い地域センター校を設置する。今の固定級や通級が設置されている学校を想定している。
  - ・コーディネーターは専任で有資格者であること。支援の具体的な内容として、現在の週5日、週1日、あるいは週1時間といった輪切りではなく、週5日から週1時間あるいは月1時間を含め流動的に支援計画を立てていく。専門性の高い指導を行っていくため、自閉症と情緒障害児を対象とする固定クラスなど、柔軟なグループ編制等を計画し、将来的には巡回等も含めて約5%の子供たちの支援の場を形成する。
  - ・専門性を向上させるための管理職研修、コーディネーター研修会のほかに、地域のコーディネーターが主催し、幼稚園・保育園等、小さなブロックに分け、ブロック内での交流、子供たちの引継ぎ、ケース会議等も含めた地域研修会を開催する。
  - ・ソーシャルワーカー、心理職、ST、OT、ドクター、大学関係者、外部専門家を活用し、地域の専門コーディネーターとともに、必要に応じて地域を巡回するシステムを構築する。
  - ・12月に障害者の権利に関する条約が批准されたことを受け、特別支援をする側がきちっとしていかないとならない。
  - ・インクルーシブということで、合理的配慮も含め、見直していかなければいけない。
  - ・教育実習校が確保できないということ等もあり、教員養成課程で400人の教育学部がいても、30人ぐらいしか特別支援学校教諭の免許とれる学生を育成することはできない。
  - ・発達障害教育を進めていく上で公立学校には限界がある。そういう中で教材教具や、指導方法のデータベース化は導入していかなければいけない。
  - ・教育専門の図書館も、いわばデータベースの集積したところという意味で必要である。
  - ・地域で子供を育てていく、地域を取り込むという視点は非常に大事
  - ・各区市の状況を見ていて、特別支援教育の支援員をどう配置していくか、地域でかなり格差がある。